

荒瀬ダム撤去と球磨川・八代海の再生

第2回

# 水利権と漁業補償

講師：木本 生光（球磨川漁協副組合長）

漁協の同意なしの水利権更新は間違い！

熊本県は「水利権更新に漁協の同意は必要ない」と、同意も得ずに水利権の更新をしようとしています。ダムが漁業や財産に被害を与える限り、被害の補償又は同意が必要です。

現在の荒瀬ダム水利権は平成22年3月31日で終わり、新河川法によると更新は出来ないのです！

私たちが今後何をすべきかを一緒に考えましょう！」



荒瀬ダム建設によって、アユの遡上量は、当初の予想を超えて激減しました。

平成21年  
**3月26日(木)**

午後6時30分開場、午後7時開始

やつしろハーモニーホール大会議室A B

参加費：300円(資料代)

問合せ：本田進(電話 0965-45-2286)

主催：荒瀬ダムの撤去を求める会